

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公開番号】特開2014-179070(P2014-179070A)

【公開日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-052

【出願番号】特願2014-34693(P2014-34693)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/22

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月24日(2017.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療ケアアプリケーションポータルによって実行されるコンピュータ実装方法であって、

モバイルデバイス上にあり、ユーザの医療状態に関連する第1医療アプリケーションへのアクセスを前記ユーザへ提供する工程と、

医療データを受信する工程であって、前記医療データの少なくとも一部は、前記モバイルデバイスによって提供される情報ゲートウェイにおいて前記第1医療アプリケーションを介して前記ユーザから受信され、前記医療データは前記医療状態に関連するプライバート情報を含む、工程と、

前記医療データを、前記ユーザの前記医療状態に関する結論を生成するためのその後の使用のためにセキュア情報リポジトリへ送信する工程と、

前記ユーザの前記医療状態に関連する第2医療アプリケーションを識別する工程と、

前記セキュア情報リポジトリにおいて前記医療データへのアクセスを前記第2医療アプリケーションに提供するために前記第2医療アプリケーションを認証する工程と、

前記認証された第2医療アプリケーションと前記医療データを共有する工程と、

前記ユーザの前記医療状態に関する結論を生成するために前記第2医療アプリケーションによって前記医療データを使用する工程とを有することを特徴とするコンピュータ実装方法。

【請求項2】

前記結論は、前記ユーザの前記医療状態の治療を支援する結論であることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項3】

前記結論は、診断と、ユーザが特定の治療法を開始すべきであるという判定と、ユーザが特定の治療法を中止すべきであるという判定と、ユーザがケアプランを変更すべきであるという判定と、医療状態を治療するためにユーザが医療ケアアプリケーションにアクセスすべきであるという判定と、ユーザが医療専門家との予約をスケジュールすべきであるという判定とのうちの1つであることを特徴とする請求項2に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項4】

前記結論は、業務上の意思決定を行うためのヘルスケアプロセスの参加者を助ける情報であることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項5】

前記結論は、前記ユーザについての前記医療データを、他のユーザについて取得された識別不能な集約医療データに対して比較することに少なくとも部分的に基づくことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項6】

前記第1医療アプリケーションは、特定の製薬化合物、特定の医療状態、特定の製薬製造者又は特定のヘルスケア専門家に関連することを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項7】

前記医療データの少なくとも一部は、電子医療記録システムと、医療請求記録システムと、小売薬局記録システムと、ヘルスケア専門家記録システムと、製薬会社記録システムと、モバイル計算デバイスに通信可能に結合されたセンサとのうちの少なくとも1つから受信されたデータから取得されることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項8】

1以上のコンピュータと命令を記憶する1以上のストレージデバイスとを備えるシステムであって、

前記命令は、前記1以上のコンピュータによって実行された場合に、前記1以上のコンピュータに、請求項1乃至7の何れか1項に記載のコンピュータ実装方法を実行させるように動作可能であることを特徴とするシステム。

【請求項9】

1以上のコンピュータによって実行可能な命令を含むプログラムであって、

前記命令は、実行された場合に、前記1以上のコンピュータに、請求項1乃至7の何れか1項に記載のコンピュータ実装方法を実行させることを特徴とするプログラム。